

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績
(令和3年12月まで)

公正取引委員会
経済産業省

調査・取締り状況（平成25年10月～令和3年12月末まで）

消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効しましたが、同法附則第2条第2項の規定により、同法の失効前に行われた違反行為は、引続き、同法による調査、指導、勧告等の対象となります。

表1 消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 （注2）	勧告 （注4）	措置 請求
14,674件	8,473件	7,036件 (260件)	59件 (13件)	13件

- （注1）調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び中小企業庁の合算。
 （注2）消費税転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
 （注3）括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
 （注4）勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	537件	6件	543件
買ったたき （注5）	6,530件	57件	6,587件
商品購入・役務利用 ・利益提供の要請	94件	0件	94件
本体価格での 交渉の拒否	284件	0件	284件
合計（注6）	7,445件	63件	7,508件

- （注5）買ったたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。
 （注6）事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	1,070件	5件	1,075件
製造業	1,348件	2件	1,350件
情報通信業	928件	9件	937件
運輸業 （道路貨物運送業等）	356件	2件	358件
卸売業	417件	1件	418件
小売業	558件	13件	571件
不動産業	297件	9件	306件
技術サービス業 （広告・建築設計業等）	460件	1件	461件
学校教育・教育支援業	239件	4件	243件
その他（注8）	1,363件	13件	1,376件
合計	7,036件	59件	7,095件

- （注7）複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。
 （注8）「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）等である。